

意見書

(平成14年度第2回)

三重県再評価審査委員会

1 経過

平成14年8月6日に開催した平成14年度第2回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より海岸事業5箇所及びかんがい排水事業、農地開発事業の各1箇所の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

2 意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業

- 3番 相差地区海岸高潮対策事業
- 4番 鳥羽港岩崎地区海岸高潮対策事業
- 5番 的矢港的矢地区海岸高潮対策事業
- 6番 長島港城ノ浜地区海岸環境整備事業
- 7番 阿津里浜地区海岸環境整備事業

3番から6番については、昭和61年度に事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度、審査を経た事業であり、その後4年を経過して継続中の事業である。また、7番については平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、4番から6番の事業については、背後に密集した人家、公共施設等を高潮から保全するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、継続を了承する。

(2) 農業農村整備事業

- 19番 かんがい排水事業(鈴鹿川沿岸地区)
- 16番 農地開発事業(川島地区)

19番については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、水路の老朽化、生活排水の混入、維持管理の困難化等の解消のため、幹線用水路をパイプライン化し、安定した用水の供給を図るといった事業の必要性、残る事業費、事業期間もわずかといった事業進捗状況から判断し、事業継続を了承する。

しかし、事業完了後は営農計画の達成に不断の努力を怠らないこと。

16番については、昭和62年に事業採択され、15年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、経営規模の拡大及び生産組織の確立を図るため、農地造成を行い、近郊農業としての産地形成を行うといった事業目的及び残る事業費、事業期間もわずかといった事業進捗状況から判断し、事業継続を了承する。

しかしながら、農地を継続的、安定的に利活用するよう条件を整備すべきである。

また 今後の農業農村整備事業の実施に当たっては、具体的な営農計画を見通した事業計画の策定を行うこと。

3 継 続 審 議

3番、7番については、審議未了のため、次回以降再審議とする。